



長野県報

7月14日(木)
令和4年
(2022年)
第321号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課) 1

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 2

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務再開の届出(地域福祉課) 2

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課) 3

生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 3

生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課) 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4

令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱(高校教育課) 4

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 5

特定調達契約に係る一般競争入札(契約・検査課) 6

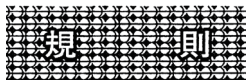
建築基準法に基づく道路の指定(1件)(建築住宅課) 8

建築基準法に基づく道路の位置の指定(7件)(建築住宅課) 8

令和5年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) 11

正誤

(道路管理課) 13



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年7月14日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第48号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第15条第3項中「8,700円」を「8,900円」に改め、同条第4項中「第1号」を「第1号及び第3号から第6号までのいずれか」に、「433円」を「1人につき217円」に改め、「から第5号までのいずれか」を削り、「1人につき217円(協力者に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については367円)」を「1人につき333円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

別表第1の1のイの(ア)のⅡ中「571万4,000円」を「628万5,000円」に改め、同表の2のアの(ウ)中「1,160円」を「1,180円」に改め、

同表の3のウの(ア)中

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18,800 | 24,200 | 35,800 | 42,800 | 54,200 | 7,900 |
| 31,200 | 40,400 | 56,200 | 65,700 | 82,700 | 11,400 |

を

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18,700 | 24,000 | 35,600 | 42,500 | 53,900 | 7,800 |
| 31,000 | 40,100 | 55,800 | 65,300 | 82,200 | 11,300 |

に改め、同ウの(イ)中

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6,100 | 8,300 | 12,400 | 15,100 | 19,000 |
| 10,000 | 13,000 | 18,400 | 21,900 | 27,600 |

を

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 6,100 | 8,200 | 12,300 | 15,000 | 18,900 |
| 9,900 | 12,900 | 18,300 | 21,800 | 27,400 |

に

改め、同表の6のイの(ア)中「59万5,000円」を「65万5,000円」に改め、同イの(イ)中「30万円」を「31万8,000円」に改め、同表の8のウの(イ)中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改め、同表の9のウ中「21万5,200円」を「21万3,800円」に、「17万2,000円」を「17万900円」に改め、同表の12のイ中「13万7,900円」を「13万8,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第15条及び別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|------------------------|-----------|
| 平林メンタルクリニック | 北安曇郡池田町大字池田2463-3 | 令和4年4月9日 |
| ライフクリニック 蓼科 | 茅野市豊平3317番地1 | 令和4年5月1日 |
| 池下デンタルクリニック | 中野市新井378-10 | 令和4年5月1日 |
| なりあい薬局 | 安曇野市豊科4303-14 | 令和4年6月1日 |
| 調剤薬局 ツルハドラッグ 飯田駅前店 | 飯田市東和町2丁目35番 丘の上結いスクエア | 令和4年6月1日 |
| シルバー内科クリニック | 塩尻市広丘高出1486-534 | 令和4年6月1日 |
| らいおん薬局 | 諏訪郡下諏訪町栄町5036-1 | 令和4年6月1日 |

地域福祉課

長野県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を再開する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一